

議案第73号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理  
に関する条例制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条  
例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月1日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理  
に関する条例

(南あわじ市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 南あわじ市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例(平成17年南あわじ市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条の2中「号給に変更することをいう。以下同じ。)」の次に「並びに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)」を加える。

第2条の3第1項中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「認めるとき」を「認める場合」に改める。

第7条中「期間、給料」を「期間、その発令の日に受ける給料」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(南あわじ市職員の給与に関する条例附則第14項等の規定の適用を受ける職員に対する規定の適用)

4 南あわじ市職員の給与に関する条例附則第14項の規定その他規則で定める規定の適用を受ける職員に対する第2条の2の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに南あわじ市職員の給与に関する条例附則第14項の規定その他規則で定める規定による降給とする」とする。

5 第3条第2項の規定は、南あわじ市職員の給与に関する条例附則第14項の

規定その他規則で定める規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、これらの規定の適用を受ける職員には、規則で定める規定により、これらの規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(南あわじ市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第2条 南あわじ市職員の定年等に関する条例(平成17年南あわじ市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改める。

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、診療所において医療業務に従事する医師の定年は、年齢70年とする。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に改め、「ときは」の次に「、同条の規定にかかわらず」を加え、「その職員」を「当該職員」に、「当該職務」を「当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び第8条から第10条までにおいて同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」

の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「得て、1年」を「得て、これらの期限の翌日から起算して」に改め、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の9条を加える。

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、南あわじ市職員の給与に関する条例（平成17年南あわじ市条例第38号）第29条第1項に規定する職（第3条第2項に定める医師職を除く。）とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この条、次条及び第11条において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において

「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上で状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この条から第11条までにおいて同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の

運営に著しい支障が生ずること。

- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
  - 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
  - 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定

により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合(市が加入する地方自

治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

（委任）

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の2項を加える。

（定年に関する経過措置）

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

3 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び第33条第2項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を



提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(南あわじ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 南あわじ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成17年南あわじ市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 南あわじ市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年南あわじ市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは法第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書、第4条第2項及び第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(南あわじ市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 南あわじ市職員の育児休業等に関する条例(平成17年南あわじ市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 南あわじ市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

(3) 南あわじ市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督

## 職を占める職員

第17条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第18条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(南あわじ市職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 南あわじ市職員の給与に関する条例（平成17年南あわじ市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第12条の前の見出しを削り、同条及び第13条を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第12条 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第9条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第13条 削除

第21条第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「以下」の次に「この項において」を加え、同項第1号中「その者」を「当該職員」に改める。

第24条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「(第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」

を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第32条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第35条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第37条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第16条」を「第10条、第11条及び第16条」に、「再任用職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項により任期を定めて採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第16条から第20条までの規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項により任期を定めて採用された職員には適用しない。

附則に次の8項を加える。

(60歳に達した日後の給料)

14 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第16項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第9条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第10条並びに第11条第2項及び第4項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

15 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(令和4年南あわじ市条例第 号)第2条の規定による改正前の南あわじ市職員の定年等に関する条例(平成17年南あわじ市条例第21号)第3条ただし書に規定する職員に相当する職員

- (3) 南あわじ市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (4) 南あわじ市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
- (5) 南あわじ市職員の定年等に関する条例第3条第2項に規定する職員
- 16 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第18項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 17 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第9条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第9条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 18 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第14項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第16項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めると

ころにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

- 19 附則第16項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第14項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

(その他の経過措置)

- 20 附則第14項から前項までに定めるもののほか、附則第14項の規定による給料月額、附則第16項の規定による給料その他附則第14項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

- 21 育児短時間勤務職員等に対する附則第14項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円	円	円	円
	296,200	338,600	393,000	466,000

別表第3再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円	円	円	円	円
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100

(南あわじ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第7条 南あわじ市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年南あわじ市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第16条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(南あわじ市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第8条 南あわじ市職員等の旅費に関する条例(平成17年南あわじ市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(南あわじ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第9条 南あわじ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年南あわじ市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第10条 南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年南あわじ市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第9条第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(南あわじ市職員の再任用に関する条例の廃止)

第11条 南あわじ市職員の再任用に関する条例(平成17年南あわじ市条例第22号)は、廃止する。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第12条の規定は、公布の日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。  
(南あわじ市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第3条 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第2条の規定による改正前の南あわじ市職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第2条の規定による改正後の南あわじ市職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する

定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、令和3年改正法附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、同条第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第4条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧



地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

- 4 暫定再任用職員の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第5条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及び附則第7条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条約定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条約定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条約定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条約定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例

定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第11条において同じ。)に達している者(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

第7条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者(新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1

年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第9条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第10条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第4条から第7条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)

の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（南あわじ市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第11条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、定年前再任用短時間勤務職員のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職

にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第12条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

(南あわじ市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される南あわじ市職員の給与に関する条例第7条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第9条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年南あわじ市条例第26号)第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される南あわじ市職員の給与に関する条例第7条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第9条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で

除して得た数を乗じて得た額とする。

- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の南あわじ市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第21条第2項及び第24条第3項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第32条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第35条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 南あわじ市職員の給与に関する条例第10条、第11条及び第16条から第20条までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 新給与条例附則第14項から第21項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

南あわじ市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条・第2条 略 (降給の種類)</p> <p>第2条の2 降給の種類は、降格（当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。</p> <p>(降給の事由)</p> <p>第2条の3 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>第3条～第6条 略 (減給の効果)</p> <p>第7条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（南あわじ市職員の給与に関する条例（平成17年南あわじ市条例第38号）第24条に</p>	<p>第1条・第2条 略 (降給の種類)</p> <p>第2条の2 降給の種類は、降格（当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）<u>並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）</u>とする。</p> <p>(降給の事由)</p> <p>第2条の3 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より<u>同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、</u>当該職員を降格することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>第3条～第6条 略 (減給の効果)</p> <p>第7条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料</u>の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（南あわじ市職員の給与に関する条例（平成17年南あわじ市</p>	



規定する時間外勤務手当、同条例第25条に規定する休日勤務手当及び同条例第26条に規定する夜間勤務手当に相当する額を除く。))の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。

第8条～第10条 略

附 則

1～3 略

条例第38号) 第24条に規定する時間外勤務手当、同条例第25条に規定する休日勤務手当及び同条例第26条に規定する夜間勤務手当に相当する額を除く。))の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。

第8条～第10条 略

附 則

1～3 略

(南あわじ市職員の給与に関する条例附則第14項等の規定の適用を受ける職員に対する規定の適用)

4 南あわじ市職員の給与に関する条例附則第14項の規定その他規則で定める規定の適用を受ける職員に対する第2条の2の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに南あわじ市職員の給与に関する条例附則第14項の規定その他規則で定める規定による降給とする」とする。

5 第3条第2項の規定は、南あわじ市職員の給与に関する条例附則第14項の規定その他規則で定める規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、これらの規定の適用を受ける職員には、規則で定める規定により、これらの規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

南あわじ市職員の定年等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3</u>の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。<u>ただし、診療所において医療業務に従事する医師の定年は、年齢70年とする。</u></p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）<u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7</u>の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、診療所において医療業務に従事する医師の定年は、年齢70年とする。</u></p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日</u></p>	

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
  - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
  - (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、市長の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えないことができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場

において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第8条から第10条までにおいて同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
  - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
  - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えないことができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合

合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 略

第5条 略

又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 略

第5条 略

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、南あわじ市職員の給与に関する条例（平成17年南あわじ市条例第38号）第29条第1項に規定する職（第3条第2項に定める医師職を除く。）とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この条、次条及び第11条において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第

27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制

上の段階に属する職に、降任等をする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この条から第11条までにおいて同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害と

なる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達

した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)



第 10 条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第 3 項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第 11 条 任命権者は、第 9 条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第 12 条 任命権者は、年齢 60 年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢 60 年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢 60 年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものと

した場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第 13 条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 1 項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢 60 年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

（委任）

第 14 条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 略

（定年に関する経過措置）

2 令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間における第 3 条第 1 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65 年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

3 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び第3条第2項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤

務の意思を確認するよう努めるものとする。

南あわじ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条 略                      (職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p>3 略</p> <p>第3条以下 略</p>	<p>第1条 略                      (職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 南あわじ市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p>3 略</p> <p>第3条以下 略</p>	

南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条 略 (1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>法第28条の4第1項若しくは法第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 略 (週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員(以下これらを「<u>短時間勤務職員</u>」という。)については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p>	<p>第1条 略 (1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員</u>(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 略 (週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員(以下これらを「<u>短時間勤務職員</u>」という。)については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p>	

## 2 略

### 第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員にあっては8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあっては8日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又はその事務所等の特殊の必要（育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員については、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

### 第5条～第11条 略

（年次休暇）

第12条 年次休暇は、1暦年ごとにおける休暇とし、その日数は、1暦年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

## 2 略

### 第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員にあっては8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあっては8日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又はその事務所等の特殊の必要（育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員については、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

### 第5条～第11条 略

（年次休暇）

第12条 年次休暇は、1暦年ごとにおける休暇とし、その日数は、1暦年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2)・(3) 略

2～4 略

第13条以下 略

(2)・(3) 略

2～4 略

第13条以下 略



南あわじ市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条 略                      (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。                      (1)・(2) 略</p> <p><u>(3)</u> 略  <u>(4)</u> 略</p> <p>第2条の2～第8条 略                      (育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。                      (1)・(2) 略</p> <p>第10条～第16条 略                      (部分休業をすることができない職員)</p>	<p>第1条 略                      (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。                      (1)・(2) 略  <u>(3) 南あわじ市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(4)</u> 略  <u>(5)</u> 略</p> <p>第2条の2～第8条 略                      (育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。                      (1)・(2) 略  <u>(3) 南あわじ市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>第10条～第16条 略                      (部分休業をすることができない職員)</p>	

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

（部分休業の承認）

第18条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 略

第19条以下 略

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

（部分休業の承認）

第18条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 略

第19条以下 略

南あわじ市職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第11条 略</p> <p><u>(再任用職員等の給料月額)</u></p> <p>第12条 <u>法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とし、育児短時間勤務職員等の給料月額についてはその額に算出率を乗じて得た額とする。</u></p> <p>第13条 <u>再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>第14条～第20条 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第21条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）</p>	<p>第1条～第11条 略</p> <p><u>(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)</u></p> <p>第12条 <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第9条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>第13条 削除</p> <p>第14条～第20条 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第21条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項及び次項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以</p>	

を負担することを常例とする職員（第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（次号に掲げる職員を除く。）

(3) 略

2 通勤手当の額は、次のとおりとする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（次号に掲げる職員を除く。）

(3) 略

2 通勤手当の額は、次のとおりとする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員<sup>（一）</sup>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員<sup>（二）</sup>が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務職員<sup>（一）</sup>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～ヌ 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額とする。

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員のうち、規則で定める公署への通勤のため、規則で定める橋その他の施設（以下「橋等」という。）を利用し、当該橋等の利用に係る運賃（以下「特定運賃」という。）を負担することを常例とする職員（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特定運賃の額に相当する額

(2) 略

4～6 略

第22条・第23条 略

（時間外勤務手当）

第24条 略

2 略

3 育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務

ア～ヌ 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額とする。

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員のうち、規則で定める公署への通勤のため、規則で定める橋その他の施設（以下この項において「橋等」という。）を利用し、当該橋等の利用に係る運賃（以下この項において「特定運賃」という。）を負担することを常例とする職員（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特定運賃の額に相当する額

(2) 略

4～6 略

第22条・第23条 略

（時間外勤務手当）

第24条 略

2 略

3 育児短時間勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてし

のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

- 4 正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外にした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 勤務時間条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午後5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

た勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

- 4 正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外にした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 勤務時間条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午後5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 略

第25条～第31条 略

(期末手当)

第32条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 略

第33条・第34条 略

(勤勉手当)

第35条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第39条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超

6 略

第25条～第31条 略

(期末手当)

第32条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 略

第33条・第34条 略

(勤勉手当)

第35条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第39条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超

えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 略

第36条 略

(再任用職員についての適用除外)

第37条 第16条から第20条までの規定は、再任用職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項により任期を定めて採用された職員には適用しない。

第38条～第43条 略

附 則

1～13 略

えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員 当該定年前提任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 略

第36条 略

(定年前提任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第37条 第10条、第11条及び第16条から第20条までの規定は、定年前提任用短時間勤務職員には適用しない。

2 第16条から第20条までの規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項により任期を定めて採用された職員には適用しない。

第38条～第43条 略

附 則

1～13 略

(60歳に達した日後の給料)

14 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後にお



ける最初の4月1日（附則第16項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第9条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第10条並びに第11条第2項及び第4項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

15 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和4年南あわじ市条例第 号）第2条の規定による改正前の南あわじ市職員の定年等に関する条例（平成17年南あわじ市条例第21号）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員
- (3) 南あわじ市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (4) 南あわじ市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- (5) 南あわじ市職員の定年等に関する条例第3条第2項に規定する職員

16 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第18項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

17 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第9条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第9条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

18 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第14項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第16項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じ

別表第 1 (第 7 条関係)

て算出した額を給料として支給する。

19 附則第 16 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 14 項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

(その他の経過措置)

20 附則第 14 項から前項までに定めるもののほか、附則第 14 項の規定による給料月額、附則第 16 項の規定による給料その他附則第 14 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

21 育児短時間勤務職員等に対する附則第 14 項の規定の適用については、同項中「) とする」とあるのは、「) に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

別表第 1 (第 7 条関係)

職員 の 区 分	職務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
再任用職員以外の職員 略								
再 任 用 職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第2（第7条関係）

職員の区分	職務の 級 号	1級	2級	3級	4級
		給与月額	給与月額	給与月額	給与月額
再任用職員以外の職員 略					
再任用職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円
		296,200	338,600	393,000	466,000

別表第3（第7条関係）

職員 の 区 分	職務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 略								
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第2（第7条関係）

職員の区分	職務の 級 号	1級	2級	3級	4級
		給与月額	給与月額	給与月額	給与月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 略					
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円
		296,200	338,600	393,000	466,000

別表第3（第7条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額
再任用職員以外の職員 略						
再任用職員	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
	月額	月額	月額	月額	月額	月額
	円	円	円	円	円	円
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 略						
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
	月額	月額	月額	月額	月額	月額
	円	円	円	円	円	円
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	

南あわじ市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第15条 略                      (会計年度任用職員等の手当額の特例)</p> <p>第16条 地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である会計年度任用職員、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定により短時間勤務をしている職員を含む。)及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条に規定する任期付短時間勤務職員の月額でその額が定められている手当の額は、その手当の月額に、南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年南あわじ市条例第26号)第2条第2項から第4項まで又は同条例第18条の規定により定められたその者の勤務時間を同条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>第17条 略</p>	<p>第1条～第15条 略                      (会計年度任用職員等の手当額の特例)</p> <p>第16条 地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である会計年度任用職員、同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定により短時間勤務をしている職員を含む。)及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条に規定する任期付短時間勤務職員の月額でその額が定められている手当の額は、その手当の月額に、南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年南あわじ市条例第26号)第2条第2項から第4項まで又は同条例第18条の規定により定められたその者の勤務時間を同条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>第17条 略</p>	

南あわじ市職員等の旅費に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条 略 (定義) 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 法第3条第2項に規定する一般職の職員のうち、常勤の職員並びに法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。</p> <p>(2)～(6) 略 第3条以下 略</p>	<p>第1条 略 (定義) 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 法第3条第2項に規定する一般職の職員のうち、常勤の職員並びに法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。</p> <p>(2)～(6) 略 第3条以下 略</p>	

南あわじ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条・第2条 略                      (報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>第4条以下 略</p>	<p>第1条・第2条 略                      (報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>第4条以下 略</p>	



南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第3条 略                      (短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第4条 任命権者は、<u>地公法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>第5条～第8条 略                      (特定任期付職員についての給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略                      2・3 略</p> <p>4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第21条第2項第2号及び第24条第3項の規定の適用については、これらの規定中「又は<u>再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは、「<u>再任用短時間勤務職員</u>又は任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p> <p>第10条 略</p>	<p>第1条～第3条 略                      (短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第4条 任命権者は、<u>地公法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>第5条～第8条 略                      (特定任期付職員についての給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略                      2・3 略</p> <p>4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第21条第2項第2号及び第24条第3項の規定の適用については、これらの規定中「又は<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは、「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>又は任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p> <p>第10条 略</p>	

議案第74号

南あわじ市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月1日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 南あわじ市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（平成17年南あわじ市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表を次のように改める。

6箇月	5箇月以上6箇月未満	3箇月以上5箇月未満	3箇月未満
100分の225	100分の180	100分の135	100分の67.5

第2条 南あわじ市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表を次のように改める。

6箇月	5箇月以上6箇月未満	3箇月以上5箇月未満	3箇月未満
100分の220	100分の176	100分の132	100分の66

附 則

（施行期日等）

- この条例中第1条、次項及び附則第3項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の南あわじ市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の南あわじ市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

南あわじ市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現 行	改 正 案	備 考																
<p>第1条～第4条 略 （期末手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間の算定については、一般職の職員の例による。</p> <table border="1" data-bbox="232 651 1025 798"> <tr> <td>6 箇月</td> <td>5 箇月以上 6 箇月未満</td> <td>3 箇月以上 5 箇月未満</td> <td>3 箇月未満</td> </tr> <tr> <td><u>100分の215</u></td> <td><u>100分の172</u></td> <td><u>100分の129</u></td> <td><u>100分の64.5</u></td> </tr> </table> <p>3・4 略</p> <p>第6条以下 略</p>	6 箇月	5 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月以上 5 箇月未満	3 箇月未満	<u>100分の215</u>	<u>100分の172</u>	<u>100分の129</u>	<u>100分の64.5</u>	<p>第1条～第4条 略 （期末手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間の算定については、一般職の職員の例による。</p> <table border="1" data-bbox="1097 651 1890 798"> <tr> <td>6 箇月</td> <td>5 箇月以上 6 箇月未満</td> <td>3 箇月以上 5 箇月未満</td> <td>3 箇月未満</td> </tr> <tr> <td><u>100分の225</u></td> <td><u>100分の180</u></td> <td><u>100分の135</u></td> <td><u>100分の67.5</u></td> </tr> </table> <p>3・4 略</p> <p>第6条以下 略</p>	6 箇月	5 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月以上 5 箇月未満	3 箇月未満	<u>100分の225</u>	<u>100分の180</u>	<u>100分の135</u>	<u>100分の67.5</u>	
6 箇月	5 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月以上 5 箇月未満	3 箇月未満															
<u>100分の215</u>	<u>100分の172</u>	<u>100分の129</u>	<u>100分の64.5</u>															
6 箇月	5 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月以上 5 箇月未満	3 箇月未満															
<u>100分の225</u>	<u>100分の180</u>	<u>100分の135</u>	<u>100分の67.5</u>															

南あわじ市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現 行	改 正 案	備 考																
<p>第1条～第4条 略 （期末手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間の算定については、一般職の職員の例による。</p> <table border="1" data-bbox="232 651 1032 798"> <tr> <td>6 箇月</td> <td>5 箇月以上 6 箇月未満</td> <td>3 箇月以上 5 箇月未満</td> <td>3 箇月未満</td> </tr> <tr> <td><u>100分の225</u></td> <td><u>100分の180</u></td> <td><u>100分の135</u></td> <td><u>100分の67.5</u></td> </tr> </table> <p>3・4 略</p> <p>第6条以下 略</p>	6 箇月	5 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月以上 5 箇月未満	3 箇月未満	<u>100分の225</u>	<u>100分の180</u>	<u>100分の135</u>	<u>100分の67.5</u>	<p>第1条～第4条 略 （期末手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間の算定については、一般職の職員の例による。</p> <table border="1" data-bbox="1097 651 1897 798"> <tr> <td>6 箇月</td> <td>5 箇月以上 6 箇月未満</td> <td>3 箇月以上 5 箇月未満</td> <td>3 箇月未満</td> </tr> <tr> <td><u>100分の220</u></td> <td><u>100分の176</u></td> <td><u>100分の132</u></td> <td><u>100分の66</u></td> </tr> </table> <p>3・4 略</p> <p>第6条以下 略</p>	6 箇月	5 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月以上 5 箇月未満	3 箇月未満	<u>100分の220</u>	<u>100分の176</u>	<u>100分の132</u>	<u>100分の66</u>	
6 箇月	5 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月以上 5 箇月未満	3 箇月未満															
<u>100分の225</u>	<u>100分の180</u>	<u>100分の135</u>	<u>100分の67.5</u>															
6 箇月	5 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月以上 5 箇月未満	3 箇月未満															
<u>100分の220</u>	<u>100分の176</u>	<u>100分の132</u>	<u>100分の66</u>															

議案第75号

南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月1日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 南あわじ市職員の給与に関する条例（平成17年南あわじ市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第35条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第7条関係) 行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	



55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	445,300
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	445,600
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	445,900
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	446,200
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	446,600
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	446,900
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	447,200
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	447,500
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	447,900
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	448,200
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	448,500
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	448,800
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	449,200
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	449,500
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	449,800
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	450,100
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600	381,500	393,300		
95		295,200	343,100	381,900	393,600		
96		295,600	343,500	382,300	393,800		
97		295,800	343,700	382,600	394,000		
98		296,100	344,100	383,100	394,300		
99		296,500	344,500	383,500	394,600		
100		296,900	344,800	383,900	394,800		
101		297,100	345,100	384,200	395,000		
102		297,400	345,500	384,700	395,300		
103		297,800	345,900	385,100	395,600		
104		298,100	346,300	385,500	395,800		
105		298,300	346,800	385,800	396,000		
106		298,600	347,200	386,300			
107		299,000	347,600	386,700			
108		299,300	348,000	387,100			
109		299,500	348,500	387,400			
110		299,900	348,900	387,900			
111		300,300	349,200	388,300			
112		300,600	349,500	388,700			
113		300,800	350,000	389,000			
114		301,000					
115		301,300					

	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第2 (第7条関係) 医師職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
	25	337,300	403,800	456,900	521,200
	26	339,800	406,100	459,200	523,000
	27	342,400	408,300	461,400	524,800
	28	344,700	410,600	463,700	526,600
	29	347,100	412,900	465,800	528,200
	30	348,900	415,000	468,100	530,000
	31	350,700	417,000	470,400	531,800
	32	352,700	419,100	472,600	533,600
	33	354,900	421,000	474,600	535,200
	34	357,200	422,800	476,700	537,000
	35	359,300	424,600	478,800	538,700
	36	361,600	426,600	480,900	540,500
	37	363,700	428,500	483,000	542,100
	38	366,100	430,500	484,800	543,700
	39	368,300	432,400	486,600	545,100
	40	370,300	434,400	488,400	546,700
	41	372,500	436,200	490,100	548,200
	42	373,500	438,000	491,900	549,600
	43	374,300	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900	

	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	572,500
	67		470,400	522,100	573,400
	68		471,000	523,000	574,300
	69		471,300	523,900	575,200
	70		472,000	524,700	576,100
	71		472,700	525,600	577,000
	72		473,400	526,500	577,900
	73		473,800	527,300	578,800
	74		474,400	528,200	579,700
	75		475,100	529,100	580,600
	76		475,800	529,800	581,500
	77		476,200	530,600	582,400
	78		476,800	531,500	583,300
	79		477,400	532,400	584,200
	80		477,900	533,300	585,100
	81		478,500	534,100	586,000
	82		479,000	535,000	586,900
	83		479,500	535,900	587,800
	84		480,000	536,800	588,700
	85		480,400	537,600	589,600
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、診療所に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

別表第3（第7条関係） 看護職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300
	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800
	33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400
	34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900
	35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500
	36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000
	37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700
	38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300
	39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800
	40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400
	41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600
	42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100
	43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600
	44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000
	45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600
	46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600
	47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100
	48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400
	49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800
	50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200
	51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500
	52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900
	53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	

55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	393,000
95	282,800	315,700	349,100	366,800	393,500
96	283,800	316,300	349,700	367,100	393,900
97	284,400	317,000	350,100	367,700	394,300
98	285,200	317,300	350,500	368,200	394,700
99	285,800	317,900	351,000	368,700	395,200
100	286,700	318,600	351,400	369,200	395,600
101	287,500	319,000	351,900	369,800	396,000
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700	376,300	
115	294,100	325,300	358,200	376,800	

	116	294,400	325,600	358,600	377,300	
	117	294,700	325,800	359,000	377,900	
	118	295,000	326,100	359,400	378,300	
	119	295,300	326,500	359,900	378,800	
	120	295,700	326,700	360,400	379,300	
	121	296,000	326,900	360,800	379,900	
	122	296,400	327,200	361,300	380,300	
	123	296,700	327,500	361,800	380,800	
	124	297,100	327,800	362,300	381,300	
	125	297,300	328,000	362,600	381,900	
	126	297,500	328,300	363,100	382,300	
	127	297,800	328,700	363,600	382,800	
	128	298,200	328,900	364,100	383,300	
	129	298,400	329,100	364,400	383,900	
	130	298,700	329,300	364,900		
	131	299,100	329,700	365,400		
	132	299,500	329,900	365,900		
	133	299,700	330,200	366,200		
	134	300,000	330,600	366,700		
	135	300,400	331,000	367,200		
	136	300,700	331,400	367,700		
	137	300,900	331,700	368,000		
	138	301,200	332,100			
	139	301,600	332,500			
	140	301,900	332,900			
	141	302,100	333,200			
	142	302,500	333,600			
	143	302,900	333,900			
	144	303,200	334,300			
	145	303,400	334,600			
	146	303,600	335,000			
	147	303,900	335,400			
	148	304,300	335,800			
	149	304,500	336,100			
	150	304,700	336,500			
	151	305,000	336,900			
	152	305,300	337,300			
	153	305,700	337,600			
	154	305,900				
	155	306,100				
	156	306,400				
	157	306,700				
	158	307,000				
	159	307,300				
	160	307,600				
	161	308,000				
	162	308,300				
	163	308,600				
	164	308,900				
	165	309,300				
	166	309,600				
	167	309,900				
	168	310,200				
	169	310,600				
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100

備考 この表は、診療所等に勤務する看護師、理学療法士及び作業療法士に適用する。

第2条 南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第35条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の南あわじ市職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1から別表第3までの規定は令和4年4月1日(次項において「適用日」という。)から、改正後の条例第35条第2項の規定は令和4年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給等の調整)

- 3 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長が定めるこれに準ずる職員の適用日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、市長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の南あわじ市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。



南あわじ市職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第34条 略 （勤勉手当）</p> <p>第35条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>第36条～43条 略</p> <p>別表第1～別表第3 別添</p> <p>別表第4 略</p>	<p>第1条～第34条 略 （勤勉手当）</p> <p>第35条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>第36条～43条 略</p> <p>別表第1～別表第3 別添</p> <p>別表第4 略</p>	





職員 の区 分	1級			2級			3級			4級			5級			6級			7級			
	号給	現行	改正案	号給	現行	改正案	号給	現行	改正案	号給	現行	改正案	号給	現行	改正案	号給	現行	改正案	号給	現行	改正案	
		給料月額	給料月額		給料月額	給料月額		給料月額	給料月額		給料月額	給料月額		給料月額	給料月額		給料月額	給料月額		給料月額	給料月額	給料月額
	90	246,600	246,600	90	293,800	293,800	90	341,100	341,100	90	379,900	379,900	90	392,300	392,300							
	91	246,900	246,900	91	294,100	294,100	91	341,600	341,600	91	380,300	380,300	91	392,600	392,600							
	92	247,300	247,300	92	294,500	294,500	92	342,000	342,000	92	380,700	380,700	92	392,800	392,800							
	93	247,600	247,600	93	294,700	294,700	93	342,200	342,200	93	381,000	381,000	93	393,000	393,000							
				94	294,900	294,900	94	342,600	342,600	94	381,500	381,500	94	393,300	393,300							
				95	295,200	295,200	95	343,100	343,100	95	381,900	381,900	95	393,600	393,600							
				96	295,600	295,600	96	343,500	343,500	96	382,300	382,300	96	393,800	393,800							
				97	295,800	295,800	97	343,700	343,700	97	382,600	382,600	97	394,000	394,000							
				98	296,100	296,100	98	344,100	344,100	98	383,100	383,100	98	394,300	394,300							
				99	296,500	296,500	99	344,500	344,500	99	383,500	383,500	99	394,600	394,600							
				100	296,900	296,900	100	344,800	344,800	100	383,900	383,900	100	394,800	394,800							
				101	297,100	297,100	101	345,100	345,100	101	384,200	384,200	101	395,000	395,000							
				102	297,400	297,400	102	345,500	345,500	102	384,700	384,700	102	395,300	395,300							
				103	297,800	297,800	103	345,900	345,900	103	385,100	385,100	103	395,600	395,600							
				104	298,100	298,100	104	346,300	346,300	104	385,500	385,500	104	395,800	395,800							
				105	298,300	298,300	105	346,800	346,800	105	385,800	385,800	105	396,000	396,000							
				106	298,600	298,600	106	347,200	347,200	106	386,300	386,300										
				107	299,000	299,000	107	347,600	347,600	107	386,700	386,700										
				108	299,300	299,300	108	348,000	348,000	108	387,100	387,100										
				109	299,500	299,500	109	348,500	348,500	109	387,400	387,400										
				110	299,900	299,900	110	348,900	348,900	110	387,900	387,900										
				111	300,300	300,300	111	349,200	349,200	111	388,300	388,300										
				112	300,600	300,600	112	349,500	349,500	112	388,700	388,700										
				113	300,800	300,800	113	350,000	350,000	113	389,000	389,000										
				114	301,000	301,000																
				115	301,300	301,300																
				116	301,700	301,700																
				117	301,900	301,900																
				118	302,100	302,100																
				119	302,400	302,400																
				120	302,700	302,700																
				121	303,100	303,100																
				122	303,300	303,300																
				123	303,600	303,600																
				124	303,900	303,900																
				125	304,200	304,200																
再任 用職 員		187,700	187,700		215,200	215,200		255,200	255,200		274,600	274,600		289,700	289,700		315,100	315,100		356,800	356,800	

別表第2（第7条関係） 医師職給料表 新旧対照表

職員 の区 分	1級		2級		3級		4級					
	号給	現行	改正案	号給	現行	改正案	号給	現行	改正案	号給	現行	改正案
		給料月額	給料月額		給料月額	給料月額		給料月額	給料月額		給料月額	
再任 用職 員以 外の 職員		円	円		円	円		円	円		円	円
	1	249,800	253,600	1	335,000	338,400	1	399,000	400,400	1	471,700	471,700
	2	252,300	256,100	2	338,000	341,400	2	401,900	403,300	2	474,000	474,000
	3	254,800	258,600	3	340,900	344,200	3	404,500	405,900	3	476,200	476,200
	4	257,300	261,100	4	343,800	347,100	4	407,200	408,600	4	478,500	478,500
	5	259,500	263,300	5	346,500	349,800	5	409,800	411,000	5	480,700	480,700
	6	263,300	267,100	6	349,700	352,800	6	412,200	413,300	6	482,900	482,900
	7	267,100	270,900	7	352,800	355,900	7	414,900	415,400	7	485,100	485,100
	8	270,900	274,700	8	355,900	358,700	8	417,300	417,300	8	487,300	487,300
	9	274,500	278,300	9	358,700	361,100	9	419,500	419,500	9	489,300	489,300
	10	278,500	282,300	10	361,400	363,700	10	422,200	422,200	10	491,400	491,400
	11	282,500	286,300	11	364,500	366,400	11	424,800	424,800	11	493,500	493,500
	12	286,500	290,300	12	367,700	369,200	12	427,500	427,500	12	495,600	495,600
	13	290,300	294,000	13	370,600	372,100	13	429,900	429,900	13	497,700	497,700
	14	294,300	298,000	14	374,100	375,600	14	432,400	432,400	14	499,800	499,800
	15	298,200	301,900	15	377,100	378,600	15	434,800	434,800	15	501,900	501,900
	16	302,100	305,700	16	380,700	382,200	16	437,300	437,300	16	504,000	504,000
	17	305,800	309,300	17	384,300	385,600	17	439,300	439,300	17	506,100	506,100
	18	309,400	312,800	18	387,000	388,300	18	441,700	441,700	18	508,100	508,100
	19	312,900	316,300	19	389,500	390,800	19	444,000	444,000	19	510,100	510,100
	20	316,500	319,800	20	392,100	393,400	20	446,400	446,400	20	512,100	512,100
	21	320,100	323,400	21	394,900	396,100	21	447,900	447,900	21	513,900	513,900
	22	323,800	327,100	22	397,200	398,300	22	450,300	450,300	22	515,700	515,700
	23	327,300	330,500	23	399,700	400,200	23	452,600	452,600	23	517,600	517,600
	24	330,600	333,800	24	401,800	401,800	24	454,900	454,900	24	519,500	519,500
	25	334,100	337,300	25	403,800	403,800	25	456,900	456,900	25	521,200	521,200
	26	336,800	339,800	26	406,100	406,100	26	459,200	459,200	26	523,000	523,000
	27	339,400	342,400	27	408,300	408,300	27	461,400	461,400	27	524,800	524,800
	28	342,000	344,700	28	410,600	410,600	28	463,700	463,700	28	526,600	526,600
	29	344,800	347,100	29	412,900	412,900	29	465,800	465,800	29	528,200	528,200
	30	346,700	348,900	30	415,000	415,000	30	468,100	468,100	30	530,000	530,000
	31	348,900	350,700	31	417,000	417,000	31	470,400	470,400	31	531,800	531,800
	32	351,300	352,700	32	419,100	419,100	32	472,600	472,600	32	533,600	533,600
	33	353,500	354,900	33	421,000	421,000	33	474,600	474,600	33	535,200	535,200
	34	355,800	357,200	34	422,800	422,800	34	476,700	476,700	34	537,000	537,000
35	357,900	359,300	35	424,600	424,600	35	478,800	478,800	35	538,700	538,700	

職員 の区 分	1 級			2 級			3 級			4 級		
	号給	現行	改正案	号給	現行	改正案	号給	現行	改正案	号給	現行	改正案
		給料月額	給料月額		給料月額	給料月額		給料月額	給料月額		給料月額	
	36	360,200	361,600	36	426,600	426,600	36	480,900	480,900	36	540,500	540,500
	37	362,400	363,700	37	428,500	428,500	37	483,000	483,000	37	542,100	542,100
	38	364,800	366,100	38	430,500	430,500	38	484,800	484,800	38	543,700	543,700
	39	367,000	368,300	39	432,400	432,400	39	486,600	486,600	39	545,100	545,100
	40	369,000	370,300	40	434,400	434,400	40	488,400	488,400	40	546,700	546,700
	41	371,300	372,500	41	436,200	436,200	41	490,100	490,100	41	548,200	548,200
	42	372,500	373,500	42	438,000	438,000	42	491,900	491,900	42	549,600	549,600
	43	373,900	374,300	43	439,700	439,700	43	493,700	493,700	43	551,000	551,000
	44	375,000	375,000	44	441,500	441,500	44	495,500	495,500	44	552,300	552,300
	45	376,200	376,200	45	443,300	443,300	45	497,100	497,100	45	553,500	553,500
	46	377,600	377,600	46	445,100	445,100	46	498,800	498,800	46	554,500	554,500
	47	379,100	379,100	47	446,900	446,900	47	500,600	500,600	47	555,500	555,500
	48	380,600	380,600	48	448,600	448,600	48	502,400	502,400	48	556,500	556,500
	49	381,700	381,700	49	450,400	450,400	49	504,000	504,000	49	557,500	557,500
	50	382,700	382,700	50	452,100	452,100	50	505,300	505,300	50	558,400	558,400
	51	383,700	383,700	51	453,900	453,900	51	506,600	506,600	51	559,300	559,300
	52	384,500	384,500	52	455,700	455,700	52	507,900	507,900	52	560,200	560,200
	53	385,400	385,400	53	457,600	457,600	53	508,900	508,900	53	561,000	561,000
	54	386,300	386,300	54	458,800	458,800	54	510,200	510,200	54	561,900	561,900
	55	387,000	387,000	55	460,000	460,000	55	511,500	511,500	55	562,800	562,800
	56	387,900	387,900	56	461,200	461,200	56	512,800	512,800	56	563,700	563,700
	57	388,600	388,600	57	462,400	462,400	57	513,800	513,800	57	564,600	564,600
	58	389,500	389,500	58	463,400	463,400	58	514,600	514,600	58	565,500	565,500
	59	390,300	390,300	59	464,400	464,400	59	515,400	515,400	59	566,400	566,400
	60	391,100	391,100	60	465,400	465,400	60	516,200	516,200	60	567,100	567,100
	61	391,600	391,600	61	466,200	466,200	61	517,100	517,100	61	568,000	568,000
	62	392,100	392,100	62	466,900	466,900	62	517,900	517,900	62	568,900	568,900
	63	392,500	392,500	63	467,600	467,600	63	518,800	518,800	63	569,800	569,800
	64	393,000	393,000	64	468,300	468,300	64	519,600	519,600	64	570,700	570,700
	65	393,300	393,300	65	469,000	469,000	65	520,500	520,500	65	571,600	571,600
	66			66	469,700	469,700	66	521,400	521,400	66	572,500	572,500
	67			67	470,400	470,400	67	522,100	522,100	67	573,400	573,400
	68			68	471,000	471,000	68	523,000	523,000	68	574,300	574,300
	69			69	471,300	471,300	69	523,900	523,900	69	575,200	575,200
	70			70	472,000	472,000	70	524,700	524,700	70	576,100	576,100
	71			71	472,700	472,700	71	525,600	525,600	71	577,000	577,000
	72			72	473,400	473,400	72	526,500	526,500	72	577,900	577,900
	73			73	473,800	473,800	73	527,300	527,300	73	578,800	578,800
	74			74	474,400	474,400	74	528,200	528,200	74	579,700	579,700

職員 の区 分	1 級			2 級			3 級			4 級		
	号給	現行	改正案	号給	現行	改正案	号給	現行	改正案	号給	現行	改正案
		給料月額	給料月額		給料月額	給料月額		給料月額	給料月額		給料月額	
	75			75	475,100	475,100	75	529,100	529,100	75	580,600	580,600
	76			76	475,800	475,800	76	529,800	529,800	76	581,500	581,500
	77			77	476,200	476,200	77	530,600	530,600	77	582,400	582,400
	78			78	476,800	476,800	78	531,500	531,500	78	583,300	583,300
	79			79	477,400	477,400	79	532,400	532,400	79	584,200	584,200
	80			80	477,900	477,900	80	533,300	533,300	80	585,100	585,100
	81			81	478,500	478,500	81	534,100	534,100	81	586,000	586,000
	82			82	479,000	479,000	82	535,000	535,000	82	586,900	586,900
	83			83	479,500	479,500	83	535,900	535,900	83	587,800	587,800
	84			84	480,000	480,000	84	536,800	536,800	84	588,700	588,700
	85			85	480,400	480,400	85	537,600	537,600	85	589,600	589,600
	86			86	481,000	481,000	86	538,500	538,500	86		
	87			87	481,400	481,400	87	539,400	539,400	87		
	88			88	481,900	481,900	88	540,300	540,300	88		
	89			89	482,400	482,400	89	541,100	541,100	89		
	90			90	483,000	483,000	90			90		
	91			91	483,600	483,600	91			91		
	92			92	484,000	484,000	92			92		
	93			93	484,500	484,500	93			93		
	94			94	485,100	485,100	94			94		
	95			95	485,700	485,700	95			95		
	96			96	486,300	486,300	96			96		
	97			97	486,800	486,800	97			97		
再任 用職 員		296,200	296,200		338,600	338,600		393,000	393,000		466,000	466,000

別表第3（第7条関係） 看護職給料表 新旧対照表

職員 の区 分	1級			2級			3級			4級			5級		
	号給	現行	改正案	号給	現行	改正案	号給	現行	改正案	号給	現行	改正案	号給	現行	改正案
		給料月額	給料月額		給料月額	給料月額		給料月額	給料月額		給料月額	給料月額		給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円		円	円		円	円		円	円		円	円
	1	165,300	169,900	1	192,400	197,000	1	240,200	243,600	1	262,700	265,700	1	287,100	288,400
	2	166,700	171,300	2	194,500	198,900	2	242,000	245,400	2	263,700	266,600	2	288,800	290,000
	3	168,200	172,800	3	196,600	200,900	3	243,800	247,200	3	264,600	267,500	3	290,400	291,600
	4	169,600	174,200	4	198,600	202,800	4	245,600	249,000	4	265,700	268,400	4	292,200	293,400
	5	171,000	175,600	5	200,700	204,900	5	247,000	250,400	5	266,200	268,900	5	293,900	295,000
	6	172,500	177,100	6	203,000	206,900	6	248,300	251,700	6	267,200	269,900	6	295,700	296,800
	7	174,000	178,600	7	205,300	209,100	7	249,400	252,800	7	268,000	270,600	7	297,400	298,500
	8	175,500	180,100	8	207,500	211,200	8	250,700	254,100	8	268,900	271,500	8	299,100	300,200
	9	176,700	181,300	9	209,800	213,200	9	251,700	254,900	9	270,000	272,600	9	301,000	301,900
	10	178,400	183,000	10	211,200	214,600	10	252,700	255,800	10	270,700	273,200	10	302,700	303,500
	11	180,000	184,600	11	212,600	216,000	11	253,600	256,700	11	271,800	274,200	11	304,400	304,800
	12	181,500	186,100	12	213,800	217,200	12	254,500	257,500	12	273,000	275,200	12	306,100	306,100
	13	182,900	187,500	13	215,200	218,600	13	255,700	258,600	13	274,300	276,200	13	307,600	307,600
	14	184,900	189,500	14	216,600	220,000	14	256,800	259,600	14	275,400	277,200	14	309,200	309,200
	15	186,900	191,500	15	218,100	221,500	15	257,600	260,400	15	276,600	278,200	15	311,000	311,000
	16	188,900	193,500	16	219,300	222,700	16	258,600	261,300	16	278,000	279,300	16	312,800	312,800
	17	191,000	195,500	17	220,700	224,100	17	259,100	261,800	17	279,300	280,600	17	314,500	314,500
	18	193,100	197,500	18	222,200	225,600	18	260,000	262,700	18	280,600	281,800	18	316,100	316,100
	19	195,200	199,500	19	223,700	227,100	19	261,000	263,500	19	281,600	282,800	19	317,800	317,800
	20	197,300	201,500	20	225,200	228,600	20	261,800	264,300	20	282,800	284,000	20	319,500	319,500
	21	199,300	203,500	21	226,300	229,700	21	262,700	265,200	21	284,400	285,500	21	320,900	320,900
	22	201,500	205,400	22	228,000	231,400	22	263,600	265,900	22	286,000	287,100	22	322,400	322,400
	23	203,700	207,500	23	229,700	233,100	23	264,500	266,800	23	287,300	288,400	23	323,900	323,900
	24	205,900	209,600	24	231,400	234,700	24	265,500	267,600	24	288,600	289,700	24	325,400	325,400
	25	207,800	211,200	25	232,700	236,000	25	266,700	268,600	25	289,900	290,800	25	326,800	326,800
	26	209,100	212,500	26	234,400	237,700	26	267,600	269,400	26	291,500	292,400	26	328,200	328,200
	27	210,300	213,700	27	236,100	239,400	27	268,800	270,300	27	293,200	294,100	27	329,700	329,700
	28	211,600	215,000	28	237,800	241,100	28	270,000	271,300	28	294,700	295,600	28	331,300	331,300
	29	212,800	216,200	29	239,400	242,700	29	271,200	272,500	29	296,000	296,600	29	332,400	332,400
	30	213,900	217,300	30	240,800	244,100	30	272,600	273,700	30	297,600	298,000	30	333,900	333,900
	31	215,200	218,600	31	242,100	245,400	31	274,100	275,200	31	299,200	299,400	31	335,300	335,300
	32	216,400	219,700	32	243,200	246,500	32	275,400	276,500	32	300,900	300,900	32	336,800	336,800
	33	217,700	221,000	33	244,400	247,500	33	277,000	278,000	33	302,300	302,300	33	338,400	338,400
	34	219,000	222,300	34	245,500	248,600	34	278,400	279,400	34	303,800	303,800	34	339,900	339,900
35	220,300	223,600	35	246,400	249,500	35	279,600	280,600	35	305,400	305,400	35	341,500	341,500	



職員 の区 分	1級			2級			3級			4級			5級		
	号給	現行	改正案	号給	現行	改正案	号給	現行	改正案	号給	現行	改正案	号給	現行	改正案
		給料月額	給料月額		給料月額	給料月額		給料月額	給料月額		給料月額	給料月額		給料月額	給料月額
	36	221,600	224,900	36	247,500	250,500	36	280,800	281,800	36	307,000	307,000	36	343,000	343,000
	37	222,700	226,000	37	248,400	251,200	37	282,400	283,300	37	308,300	308,300	37	344,700	344,700
	38	224,100	227,400	38	249,500	252,200	38	283,600	284,500	38	309,700	309,700	38	346,300	346,300
	39	225,400	228,700	39	250,400	253,100	39	285,000	285,900	39	311,100	311,100	39	347,800	347,800
	40	226,800	230,100	40	251,500	254,100	40	286,200	287,100	40	312,700	312,700	40	349,400	349,400
	41	227,700	231,000	41	251,900	254,500	41	287,500	288,100	41	314,200	314,200	41	350,600	350,600
	42	229,100	232,400	42	252,800	255,400	42	289,000	289,400	42	315,600	315,600	42	352,100	352,100
	43	230,500	233,700	43	253,700	256,200	43	290,500	290,700	43	317,000	317,000	43	353,600	353,600
	44	231,900	235,100	44	254,400	256,900	44	292,100	292,100	44	318,500	318,500	44	355,000	355,000
	45	233,100	236,300	45	255,200	257,700	45	293,400	293,400	45	319,300	319,300	45	356,600	356,600
	46	234,500	237,700	46	256,100	258,400	46	294,800	294,800	46	320,700	320,700	46	357,600	357,600
	47	235,800	239,000	47	257,000	259,300	47	296,300	296,300	47	322,100	322,100	47	359,100	359,100
	48	237,100	240,300	48	258,000	260,100	48	297,800	297,800	48	323,600	323,600	48	360,400	360,400
	49	238,100	241,200	49	259,000	260,900	49	298,900	298,900	49	324,700	324,700	49	361,800	361,800
	50	239,200	242,300	50	260,000	261,800	50	300,200	300,200	50	326,100	326,100	50	363,200	363,200
	51	240,200	243,300	51	261,200	262,700	51	301,400	301,400	51	327,400	327,400	51	364,500	364,500
	52	241,300	244,300	52	262,400	263,700	52	302,800	302,800	52	328,700	328,700	52	365,900	365,900
	53	242,200	245,000	53	263,500	264,800	53	304,200	304,200	53	330,100	330,100	53	367,400	367,400
	54	243,300	246,000	54	264,900	266,000	54	305,500	305,500	54	331,500	331,500	54	368,600	368,600
	55	244,200	246,900	55	266,200	267,300	55	306,900	306,900	55	332,900	332,900	55	369,700	369,700
	56	245,200	247,800	56	267,500	268,600	56	308,300	308,300	56	334,200	334,200	56	370,900	370,900
	57	245,900	248,500	57	269,000	270,000	57	309,100	309,100	57	335,100	335,100	57	372,000	372,000
	58	246,900	249,500	58	270,500	271,500	58	310,300	310,300	58	336,400	336,400	58	372,900	372,900
	59	247,600	250,100	59	271,900	272,900	59	311,500	311,500	59	337,600	337,600	59	373,900	373,900
	60	248,400	250,900	60	273,300	274,300	60	312,900	312,900	60	338,900	338,900	60	374,900	374,900
	61	249,200	251,700	61	274,700	275,600	61	314,000	314,000	61	340,000	340,000	61	375,500	375,500
	62	250,200	252,500	62	276,000	276,900	62	315,300	315,300	62	340,900	340,900	62	376,300	376,300
	63	251,000	253,300	63	277,400	278,300	63	316,600	316,600	63	342,100	342,100	63	377,100	377,100
	64	252,000	254,100	64	278,500	279,400	64	317,800	317,800	64	343,400	343,400	64	377,900	377,900
	65	252,900	254,800	65	279,900	280,500	65	319,100	319,100	65	344,500	344,500	65	378,600	378,600
	66	253,700	255,500	66	281,400	281,800	66	320,400	320,400	66	345,700	345,700	66	379,300	379,300
	67	254,800	256,300	67	282,900	283,100	67	321,700	321,700	67	346,900	346,900	67	380,100	380,100
	68	255,700	257,000	68	284,400	284,400	68	323,000	323,000	68	348,000	348,000	68	380,800	380,800
	69	256,500	257,800	69	285,500	285,500	69	323,700	323,700	69	349,000	349,000	69	381,400	381,400
	70	257,500	258,600	70	287,000	287,000	70	324,800	324,800	70	350,000	350,000	70	382,000	382,000
	71	258,400	259,500	71	288,500	288,500	71	325,900	325,900	71	351,100	351,100	71	382,700	382,700
	72	259,400	260,500	72	289,900	289,900	72	326,800	326,800	72	352,200	352,200	72	383,300	383,300
	73	260,800	261,800	73	290,900	290,900	73	328,100	328,100	73	353,000	353,000	73	384,000	384,000
	74	262,100	263,100	74	292,300	292,300	74	328,800	328,800	74	354,100	354,100	74	384,500	384,500

職員 の区 分	1級			2級			3級			4級			5級		
	号給	現行	改正案	号給	現行	改正案	号給	現行	改正案	号給	現行	改正案	号給	現行	改正案
		給料月額	給料月額		給料月額	給料月額		給料月額	給料月額		給料月額	給料月額		給料月額	給料月額
	75	263,200	264,200	75	293,500	293,500	75	329,900	329,900	75	355,200	355,200	75	385,100	385,100
	76	264,300	265,300	76	294,800	294,800	76	331,100	331,100	76	356,300	356,300	76	385,600	385,600
	77	265,300	266,200	77	296,200	296,200	77	332,200	332,200	77	357,000	357,000	77	386,000	386,000
	78	266,300	267,200	78	297,500	297,500	78	333,400	333,400	78	357,800	357,800	78	386,600	386,600
	79	267,500	268,400	79	298,700	298,700	79	334,500	334,500	79	358,600	358,600	79	387,100	387,100
	80	268,500	269,400	80	300,000	300,000	80	335,700	335,700	80	359,300	359,300	80	387,400	387,400
	81	269,400	270,300	81	300,500	300,500	81	336,800	336,800	81	359,900	359,900	81	387,700	387,700
	82	270,400	271,200	82	301,700	301,700	82	337,900	337,900	82	360,400	360,400	82	388,200	388,200
	83	271,500	272,200	83	302,800	302,800	83	338,900	338,900	83	361,000	361,000	83	388,600	388,600
	84	272,600	273,100	84	304,000	304,000	84	340,000	340,000	84	361,500	361,500	84	388,900	388,900
	85	273,400	273,900	85	305,100	305,100	85	340,900	340,900	85	362,100	362,100	85	389,200	389,200
	86	274,300	274,700	86	306,300	306,300	86	341,900	341,900	86	362,600	362,600	86	389,700	389,700
	87	275,400	275,600	87	307,500	307,500	87	342,800	342,800	87	363,200	363,200	87	390,200	390,200
	88	276,500	276,500	88	308,600	308,600	88	343,800	343,800	88	363,700	363,700	88	390,600	390,600
	89	277,300	277,300	89	309,900	309,900	89	344,800	344,800	89	364,100	364,100	89	390,900	390,900
	90	278,200	278,200	90	311,100	311,100	90	345,600	345,600	90	364,500	364,500	90	391,300	391,300
	91	279,000	279,000	91	312,300	312,300	91	346,400	346,400	91	365,100	365,100	91	391,800	391,800
	92	280,000	280,000	92	313,500	313,500	92	347,200	347,200	92	365,600	365,600	92	392,200	392,200
	93	280,900	280,900	93	314,300	314,300	93	347,800	347,800	93	365,900	365,900	93	392,600	392,600
	94	281,900	281,900	94	315,000	315,000	94	348,400	348,400	94	366,400	366,400	94	393,000	393,000
	95	282,800	282,800	95	315,700	315,700	95	349,100	349,100	95	366,800	366,800	95	393,500	393,500
	96	283,800	283,800	96	316,300	316,300	96	349,700	349,700	96	367,100	367,100	96	393,900	393,900
	97	284,400	284,400	97	317,000	317,000	97	350,100	350,100	97	367,700	367,700	97	394,300	394,300
	98	285,200	285,200	98	317,300	317,300	98	350,500	350,500	98	368,200	368,200	98	394,700	394,700
	99	285,800	285,800	99	317,900	317,900	99	351,000	351,000	99	368,700	368,700	99	395,200	395,200
	100	286,700	286,700	100	318,600	318,600	100	351,400	351,400	100	369,200	369,200	100	395,600	395,600
	101	287,500	287,500	101	319,000	319,000	101	351,900	351,900	101	369,800	369,800	101	396,000	396,000
	102	288,300	288,300	102	319,600	319,600	102	352,300	352,300	102	370,300	370,300			
	103	289,100	289,100	103	320,200	320,200	103	352,800	352,800	103	370,800	370,800			
	104	289,900	289,900	104	320,800	320,800	104	353,200	353,200	104	371,200	371,200			
	105	290,600	290,600	105	321,200	321,200	105	353,500	353,500	105	371,800	371,800			
	106	291,100	291,100	106	321,700	321,700	106	354,000	354,000	106	372,300	372,300			
	107	291,600	291,600	107	322,200	322,200	107	354,400	354,400	107	372,800	372,800			
	108	292,100	292,100	108	322,700	322,700	108	354,700	354,700	108	373,300	373,300			
	109	292,300	292,300	109	323,100	323,100	109	355,200	355,200	109	373,900	373,900			
	110	292,600	292,600	110	323,500	323,500	110	355,700	355,700	110	374,300	374,300			
	111	292,800	292,800	111	323,800	323,800	111	356,200	356,200	111	374,800	374,800			
	112	293,200	293,200	112	324,100	324,100	112	356,700	356,700	112	375,300	375,300			
	113	293,500	293,500	113	324,500	324,500	113	357,200	357,200	113	375,900	375,900			



職員 の区 分	1 級			2 級			3 級			4 級			5 級		
	号給	現行	改正案	号給	現行	改正案	号給	現行	改正案	号給	現行	改正案	号給	現行	改正案
		給料月額	給料月額		給料月額	給料月額		給料月額	給料月額		給料月額	給料月額		給料月額	給料月額
	153	305,700	305,700	153	337,600	337,600									
	154	305,900	305,900												
	155	306,100	306,100												
	156	306,400	306,400												
	157	306,700	306,700												
	158	307,000	307,000												
	159	307,300	307,300												
	160	307,600	307,600												
	161	308,000	308,000												
	162	308,300	308,300												
	163	308,600	308,600												
	164	308,900	308,900												
	165	309,300	309,300												
	166	309,600	309,600												
	167	309,900	309,900												
	168	310,200	310,200												
	169	310,600	310,600												
再任 用職 員		235,100	235,100		255,400	255,400		262,600	262,600		272,800	272,800		289,100	289,100

南あわじ市職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第34条 略 （勤勉手当）</p> <p>第35条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>第36条以下 略</p>	<p>第1条～第34条 略 （勤勉手当）</p> <p>第35条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>第36条以下 略</p>	

議案第76号

南あわじ市議会議員及び南あわじ市長の選挙における選挙運動の  
公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市議会議員及び南あわじ市長の選挙における選挙運動の公費負担に  
関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月1日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

## 南あわじ市条例第 号

### 南あわじ市議会議員及び南あわじ市長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市議会議員及び南あわじ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 17 年南あわじ市条例第 196 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「1 万 5,800 円」を「1 万 6,100 円」に改め、同号イ中「7,560 円」を「7,700 円」に改める。

第 9 条及び第 10 条中「7 円 51 銭」を「7 円 73 銭」に改める。

第 13 条中「525 円 6 銭」を「541 円 31 銭」に、「31 万 500 円」を「31 万 6,250 円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の南あわじ市議会議員及び南あわじ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

南あわじ市議会議員及び南あわじ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第3条 略</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において選挙運動用自動車の借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>1万5,800円</u>を超える場合には、<u>1万5,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃</p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において選挙運動用自動車の借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>1万6,100円</u>を超える場合には、<u>1万6,100円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃</p>	



料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第6条において同じ。）までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき委員会が確認したものに限る。）

ウ 略

#### 第5条～第8条 略

（選挙運動用ビラの作成に係る公費負担額及び支払手続）

第9条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第6条において同じ。）までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき委員会が確認したものに限る。）

ウ 略

#### 第5条～第8条 略

（選挙運動用ビラの作成に係る公費負担額及び支払手続）

第9条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。

第11条・第12条 略

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担額及び支払手続)

第13条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が525円6銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

第14条以下 略

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円73銭にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。

第11条・第12条 略

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担額及び支払手続)

第13条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が541円31銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

第14条以下 略

議案第 77 号

南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

## 南あわじ市条例第 号

南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年南あわじ市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表1の項中「375,000」を「376,000」に改める。

第9条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第1項の規定は令和4年4月1日から、改正後の条例第9条第2項の規定は令和4年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現 行	改 正 案	備 考																
<p>第1条～第6条 略</p> <p>（特定任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である職員及び技能労務職員（地公法第57条に規定する単純な労務に雇用される者であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="232 740 1048 932"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>375,000</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">2～7 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p> <p>第8条 略</p> <p>（特定任期付職員についての給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第30条第1項、第31条及び第32条第2項の規定の適用については、給与条例第30条第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例</p>	号給	給料月額		円	1	<u>375,000</u>	2～7 略		<p>第1条～第6条 略</p> <p>（特定任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である職員及び技能労務職員（地公法第57条に規定する単純な労務に雇用される者であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="1097 740 1912 932"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>376,000</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">2～7 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p> <p>第8条 略</p> <p>（特定任期付職員についての給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第30条第1項、第31条及び第32条第2項の規定の適用については、給与条例第30条第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例</p>	号給	給料月額		円	1	<u>376,000</u>	2～7 略		
号給	給料月額																	
	円																	
1	<u>375,000</u>																	
2～7 略																		
号給	給料月額																	
	円																	
1	<u>376,000</u>																	
2～7 略																		

(令和元年南あわじ市条例第7号。以下「任期付職員条例」という。)  
第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与  
条例第31条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職に  
ある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定め  
て採用された職員」と、給与条例第32条第2項中「100分の120」と  
あるのは「100分の162.5」とする。

3・4 略

第10条 略

(令和元年南あわじ市条例第7号。以下「任期付職員条例」という。)  
第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与  
条例第31条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職に  
ある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定め  
て採用された職員」と、給与条例第32条第2項中「100分の120」と  
あるのは「100分の167.5」とする。

3・4 略

第10条 略

南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第8条 略                      （特定任期付職員についての給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第30条第1項、第31条及び第32条第2項の規定の適用については、給与条例第30条第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年南あわじ市条例第7号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第31条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第32条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>第10条 略</p>	<p>第1条～第8条 略                      （特定任期付職員についての給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第30条第1項、第31条及び第32条第2項の規定の適用については、給与条例第30条第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年南あわじ市条例第7号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第31条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第32条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>第10条 略</p>	

議案第78号

南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例制定について

南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月1日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘



## 南あわじ市条例第 号

### 南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例

南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年南あわじ市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項及び第27条第1項中「100分の123」を「100分の126」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年12月31日までの間、第4条の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員の給料月額は、南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年南あわじ市条例第 号）第1条の規定による改正前の南あわじ市職員の給与に関する条例第7条第1項に規定する給料表の規定の例による。この場合における第20条第4項の規定の適用については、同項中「第4条から第6条まで」とあるのは、「第5条、第6条及び附則第2項」とする。

南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第15条 略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条 給与条例第32条から第34条まで(第32条第1項後段を除く。)の規定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第32条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の123</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>第17条～26条 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第27条 給与条例第32条から第34条まで(第32条第1項後段を除く。)の規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第32条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の123</u>」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等の給料の月額にあっては、その額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は</p>	<p>第1条～第15条 略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条 給与条例第32条から第34条まで(第32条第1項後段を除く。)の規定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第32条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の126</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>第17条～26条</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第27条 給与条例第32条から第34条まで(第32条第1項後段を除く。)の規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第32条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の126</u>」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等の給料の月額にあっては、その額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は</p>	

死亡した日) 以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 略

第28条以下 略

死亡した日) 以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 略

第28条以下 略

議案第79号

南あわじ市個人情報の保護に関する法律施行条例制定について

南あわじ市個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月1日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「市の機関」とは市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価委員会並びに財産区をいう。

2 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料)

第3条 法第89条第2項に規定する手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付に係る写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等すれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に

規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限  
(審査会への諮問)

第6条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、南あわじ市個人情報保護審査会条例（令和4年南あわじ市条例第 号）第3条に規定する南あわじ市個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合  
(運用状況の公表)

第7条 市長は、毎年1回、個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(旧条例の廃止)
- 2 南あわじ市個人情報保護条例（平成17年南あわじ市条例第17号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 次に掲げる者に係る旧条例第12条第3項及び第13条の規定によるその業務

に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第3号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧条例第12条第2項に規定する個人情報取扱事務受託者等が行う個人情報を取り扱う事務に従事していた者

4 この条例の施行前に旧条例第14条第1項若しくは第2項、第28条第1項若しくは第2項又は第36条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第14条第1項に規定する保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第3項第2号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第14条第1項に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 前2項の規定は、本市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

8 この条例の施行前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用につ

いては、なお従前の例による。

(南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

9 南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年南あわじ市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「南あわじ市個人情報保護条例(平成17年南あわじ市条例第17号。以下この条において「個人情報保護条例」という。)第2条第2号」を「法第2条第8項」に改め、同条第3号中「実施機関」を「市の機関」に、「個人情報保護条例第2条第3号」を「南あわじ市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年南あわじ市条例第 号)第2条第1項」に改める。

第3条及び第4条中「実施機関」を「市の機関」に改める。

別表第1及び別表第2中「実施機関」を「市の機関」に改める。



南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定個人情報 <u>南あわじ市個人情報保護条例(平成17年南あわじ市条例第17号。以下この条において「個人情報保護条例」という。)</u> <u>第2条第2号</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) <u>実施機関</u> <u>個人情報保護条例第2条第3号</u>に規定する<u>実施機関</u>をいう。</p> <p>(個人番号の利用)</p> <p>第3条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる<u>実施機関</u>が行う同表の右欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる<u>実施機関</u>は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、当該<u>実施機関</u>が保有する同表の右欄に掲げる特定個人情報を検索し、及び管理するために個人番号を利用することができる。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第4条 法第19条第11号に規定する条例で定める場合は、別表第3の</p>	<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定個人情報 <u>法第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) <u>市の機関</u> <u>南あわじ市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年南あわじ市条例第 号)第2条第1項</u>に規定する<u>市の機関</u>をいう。</p> <p>(個人番号の利用)</p> <p>第3条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる<u>市の機関</u>が行う同表の右欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる<u>市の機関</u>は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、当該<u>市の機関</u>が保有する同表の右欄に掲げる特定個人情報を検索し、及び管理するために個人番号を利用することができる。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第4条 法第19条第11号に規定する条例で定める場合は、別表第3の</p>	

第1欄に掲げる実施機関が、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる実施機関に対し、同表の第4欄に掲げる特定個人情報を提供するときとする。

第5条・第6条 略

別表第1（第3条関係）

実施機関	事務
市長～教育委員会 略	

別表第2（第3条、第5条関係）

実施機関	事務	特定個人情報
市長～教育委員会 略		

別表第3 略

第1欄に掲げる市の機関が、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる市の機関に対し、同表の第4欄に掲げる特定個人情報を提供するときとする。

第5条・第6条 略

別表第1（第3条関係）

市の機関	事務
市長～教育委員会 略	

別表第2（第3条、第5条関係）

市の機関	事務	特定個人情報
市長～教育委員会 略		

別表第3 略

議案第 80 号

南あわじ市個人情報保護審査会条例制定について

南あわじ市個人情報保護審査会条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

## 南あわじ市条例第 号

### 南あわじ市個人情報保護審査会条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、南あわじ市個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議等の手続等について定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この条例において「諮問庁」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関（議会を除く。）をいう。

2 この条例において、「保有個人情報」とは、法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

#### (設置)

第3条 次に掲げる事務を行うため、市に、南あわじ市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(2) 南あわじ市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年南あわじ市条例第 号。以下「施行条例」という。）第6条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

#### (組織)

第4条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

#### (委員)

第5条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き

続きその職務を行うものとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第6条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を統括し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が職務を代理する。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

3 諮問庁は、審査会から第1項前段又は前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第8条 審査会は、前条第2項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面

の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は写しの交付（以下「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせ、若しくは同項の規定による交付をしようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第9条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 施行条例附則第2項の規定の施行の際現に南あわじ市個人情報保護条

例（平成17年南あわじ市条例第17号。以下「旧条例」という。）第45条第1項の規定により市に置かれた同条に規定する南あわじ市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第5条第1項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

- 2 市長は、施行日前においても、第5条第1項の規定の例により、審査会の委員の委嘱をすることができる。この場合において、その委嘱を受けた委員は、施行日において同項の規定による委嘱を受けたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又はこの条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第45条第7項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 4 施行日前に施行条例附則第2項の規定による廃止前の旧条例第43条第1項の規定により旧審査会にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

議案第 8 1 号

南あわじ市防災会議条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市防災会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘



## 南あわじ市条例第 号

### 南あわじ市防災会議条例の一部を改正する条例

南あわじ市防災会議条例（平成 17 年南あわじ市条例第 171 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 項中第 9 号を第 10 号とし、第 2 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 自衛隊の隊員のうちから市長が任命する者

第 3 条第 5 項に次の 1 号を加える。

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めて任命する者

第 3 条第 7 項中「第 5 項第 8 号及び第 9 号」を「第 5 項第 9 号及び第 10 号」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例による改正後の第 3 条第 7 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に任命される第 3 条第 5 項第 9 号及び第 10 号に掲げる委員の任期については、令和 7 年 12 月 31 日までとする。

南あわじ市防災会議条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条・第2条 略                      (会長及び委員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>6 略</p> <p>7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任</p>	<p>第1条・第2条 略                      (会長及び委員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>自衛隊の隊員のうちから市長が任命する者</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めて任命する者</u></p> <p>6 略</p> <p>7 <u>第5条第9号及び第10号</u>の委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任</p>	

期間とする。

8 略

第4条以下 略

期間とする。

8 略

第4条以下 略

議案第 8 2 号

南あわじ市教育振興基本計画策定委員会条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市教育振興基本計画策定委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

## 南あわじ市条例第 号

南あわじ市教育振興基本計画策定委員会条例の一部を改正する条例

南あわじ市教育振興基本計画策定委員会条例の一部を次のように改正する。  
第7条中「学校教育課」を「教育総務課」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

南あわじ市教育振興基本計画策定委員会条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第6条 略                      (庶務)                      第7条 委員会の庶務は、教育委員会<u>学校教育課</u>において処理する。                      第8条 略</p>	<p>第1条～第6条 略                      (庶務)                      第7条 委員会の庶務は、教育委員会<u>教育総務課</u>において処理する。                      第8条 略</p>	

議案第 83 号

南あわじ市学ぶ楽しさ支援センター条例制定について

南あわじ市学ぶ楽しさ支援センター条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 12 月 1 日

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市学ぶ楽しさ支援センター条例

(設置)

第1条 学ぶ楽しさ日本一を目指す本市の教育の充実及び振興を図るとともに、地域活動の発展に資するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、南あわじ市学ぶ楽しさ支援センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
南あわじ市学ぶ楽しさ支援センター	南あわじ市志知佐礼尾6番地

(管理運営)

第3条 センターは、南あわじ市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理運営する。

(職員)

第4条 センターに所長その他必要な職員を置くことができる。

(事業)

第5条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 教育に関する専門的又は技術的な事項の調査、研究及び研究成果の普及に関すること。
- (2) 教育関係者の研修及び自主研究に関すること。
- (3) 児童、生徒等の社会的自立支援及び教育支援等に関すること。
- (4) 防災教育及び防災教育の指導者育成に関すること。
- (5) その他教育委員会が必要と認める事業

(開館時間等)

第6条 センターの開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、開館時間又は休館日を変更することができる。



(利用の許可等)

第7条 別表に掲げるセンターの施設は、第5条各号に掲げる事業の実施に支障がないと教育委員会が認める場合において、利用することができる。

- 2 前項の規定によりセンターを利用する者は、あらかじめ教育委員会の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。
- 3 教育委員会は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、利用許可に必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。
- 4 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。
  - (1) 偽りその他不正の手段により利用許可を受けようとしたとき。
  - (2) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき。
  - (3) センターの施設又は設備その他の物件を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。
  - (4) 政治的若しくは宗教的活動に利用し、又は営利を図る目的で利用するおそれがあるとき。
  - (5) センターの管理運営上支障があるとき。
  - (6) 前各号に定めるほか、教育委員会がその利用を不相当と認めるとき。

(禁止行為)

第8条 センターを利用する者は、規則で定めるセンターの管理上支障がある行為をしてはならない。

(使用料)

第9条 第7条第2項の規定により利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 教育委員会は、その他教育委員会規則で定める特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
- 3 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が利用者の責めに帰することができないと認めるとき、又は教育委員会において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用許可の条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは教育委員会の指示に違反したとき。
  - (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
  - (3) 利用者が使用料を納付しないとき。
  - (4) 災害等不可抗力により使用できなくなったとき。
  - (5) センターの管理運営上又は公益上支障があるとき。
- 2 前項の規定による利用許可の取消し又は利用許可条件の変更により利用者が損害を受けても、教育委員会は、その責めを負わない。

(原状回復義務等)

第 11 条 自己の責めに帰すべき事由によりセンターの施設又は設備その他の物件を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## 附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

### 別表（第 9 条関係）

施設名	使用料（1 時間当たり・円）
2 階会議室 1	300
2 階会議室 2	300
3 階会議室 1	300
3 階会議室 2	300
3 階会議室 3	300

備考 次の各号に掲げる場合は、上記の使用料に当該各号に掲げる額を加算した額を徴収するものとする。この場合において、当該額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 冷暖房を使用する場合 使用料に 50% を乗じて得た額

(2) 利用者が市民又は市内に勤務先を有する者以外の場合 使用料（前号に規定する加算額があるときはこれを除く。）に 50%を乗じて得た額

議案第 84 号

南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例

南あわじ市公民館条例（平成 17 年南あわじ市条例第 82 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 南あわじ市三原志知公民館の項中「志知佐礼尾 363 番地」を「志知佐礼尾 6 番地」に改める。

別表第 2 三原志知公民館の部を次のように改める。

三原志知公民館	会議室 1	300	350
	会議室 2（和）	250	300
	会議室 3	150	200
	調理室	350	400
	運動場	200	200
	別館会議室	100	150
	別館研修室	100	150
	別館調理室	200	250
	別館集会室（和）	550	650

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の南あわじ市公民館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

南あわじ市公民館条例新旧対照表

現 行				改 正 案				備 考
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）				
名称		位置		名称		位置		
南あわじ市中央公民館～南あわじ市神代地区公民館 略				南あわじ市中央公民館～南あわじ市神代地区公民館 略				
南あわじ市三原志知公民館		南あわじ市志知佐礼尾363番地		南あわじ市三原志知公民館		南あわじ市志知佐礼尾6番地		
南あわじ市福良地区公民館～南あわじ市沼島地区公民館 略				南あわじ市福良地区公民館～南あわじ市沼島地区公民館 略				
別表第2（第9条関係）				別表第2（第9条関係）				
公民館名	施設名	使用料（1時間当たり・円）		公民館名	施設名	使用料（1時間当たり・円）		
		昼間	夜間			昼間	夜間	
		午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで			午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	
中央公民館～神代地区公民館 略				中央公民館～神代地区公民館 略				
三原志知 公民館	会議室	100	150	三原志知 公民館	会議室1	300	350	
	研修室	100	150		会議室2（和）	250	300	
	調理室	200	250		会議室3	150	200	
	集会室（和）	550	650		調理室	350	400	
福良地区公民館～灘地区公民館 略				福良地区公民館～灘地区公民館 略				
				運動場	200	200		
				別館会議室	100	150		
				別館研修室	100	150		
				別館調理室	200	250		
				別館集会室（和）	550	650		

備考 略

福良地区公民館～灘地区公民館 略

備考 略